

「庄内地域水道事業統合基本計画（案）」に対するパブリックコメントの結果

1 概要

- (1) 募集期間 令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 2 4 日（火）まで
 (2) 意見提出者 3 名 意見総数 2 0 件

2 提出いただいたご意見とご意見に対する考え方

No	ご意見	ご意見に対する考え方
1	平成の大合併が周辺地域のサービス低下で過疎化を加速させた例もあるため、広域化については他地域での導入例も見ながら、慎重に検討していただきたいです。コストの削減だけが目的であるならば、望ましいことではないと思います。	人口減少等に伴う給水収益の減少、老朽化した施設の更新需要の増大、職員数の減少など水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。 水道事業の広域化は、水道事業の持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的としています。この目的を達成するため、運営コストの削減のみならず、施設更新による耐震化の推進、自然災害等への対応力の強化、人材の効率的な活用と技術の継承等、広域化による水道事業の経営基盤の強化を図ってまいります。
2	全国的に民営化の流れがあることを心配しています。自治の規模が小さければ民意は反映しやすいのですが、広域化した事業に、万が一民営化の議論が高まったときに、民営化阻止が難しくなる恐れもあると思います。	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水道事業を持続するための有効な手段と捉えております。なお、民営化の手法として、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」がありますが、導入は想定しておりません。
3	御市ホームページの庄内圏域における広域化に向けた取り組みでは、統合後は垂直水平統合が行われるイメージですが、新・酒田市水道事業基本計画（令和 5 年 6 月改定）の P.36 のスケジュールにあるとおり、本計画の P.19 に記載のあるように垂直統合は県の担当部局（企業局）	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする水平統合についての計画であり、スケジュールについては、水平統合を先行して令和 7 年 10 月に企業団を設立し、令和 8 年 4 月に事業を開始する予定です。 垂直統合については、現在山形県が策

	と協議して、水平統合が先行して後に垂直統合を行うスケジュールとなるのでしょうか。垂直統合を行う場合は他県の例にあるように企業団の構成団体に山形県が加わることになるのですか。	定を進める「庄内圏域水道基盤強化計画」において協議を行っております。
4	第2回庄内広域水道事業統合準備協議会資料の【広域化ロードマップ】に、垂直統合 協議中 の項目に用水供給事業の引継ぎとありますが、県企業局から事業を引き継いだ場合は管理施設が増えて維持管理費用が増加することになりませんか。このことについても財政シミュレーションで検討されたのですか。	用水供給事業に係る管理施設等の維持管理費用については、受水費として構成市町が負担しているため、事業を引き継いだ場合でも費用は増加しないものとして検討しております。
5	P.3に「構成市町の協議により、必要に応じて本計画の内容を更新していくものとする。」とありますが、更新の度に市民から意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施するのでしょうか。	軽微な変更を除き、基本的な方針を見直す必要がある場合は、意見公募の実施を想定しております。
6	P.3の図に、鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の第3条にある新潟県村上市の区域(伊呉野の区域に限る。)が含まれるものと思料されますが、図に示されないのでしょうか。	お見込みのとおり、鶴岡市に含まれておりますが、図では当該事業区域図として示したものです。
7	山形県水道広域化プラン（令和5年3月）P.1-1 庄内圏域として遊佐町が含まれ、P.7-16に「遊佐町を含めた庄内圏域全体の広域連携について経済性や費用に現れない効果（災害協力、研修の共同実施等）を含め多角的観点から検討していきます」とありますが、庄内圏域の遊佐町との連携を図るのですか。	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする水平統合についての計画となります。遊佐町との連携については、現在山形県が策定を進める「庄内圏域水道基盤強化計画」において協議を行っております。
8	山形県水道広域化プラン（令和5年3月）P.6-2アにある小牧浄水場は浄水機能を停止しても、遠隔監視する拠点として機能は保持されるのでしょうか。	「山形県水道広域化推進プラン」においては、水平統合のシミュレーションとして遠隔監視機能を保持する設定としております。

9	P.6 のエ) 監査ですが、平成 9 年の地方自治法の改正により導入された、外部監査（包括監査及び個別監査）を実施されるのでしょうか。	外部監査の導入については、今後の検討となります。
10	P.8 事務システムの統一ですが、山形県水道広域化プラン（令和 5 年 3 月）の P.6-4 の表 1 事務系システムの統合に係る経費（水平統合）にあるシステム名と、本計画 P.8 の表 3-1 事務システムの統一及びネットワークの構造スケジュールのシステム名が相違しています。本計画のシステムの内容について詳細を示すことはできませんか。	事務系システムの統一については「山形県水道広域化推進プラン」の内容の精査のうえ本計画を策定しております。 なお、本計画におけるシステムの詳細は、記載されているものが全てとなります。
11	内閣官房情報通信技術(IT)統合準備室が令和 6 年 2 月発出した「地方自治体によるガバメントクラウドの活用（案）」の P.3 にある自治体の内部事務管理事務の 50 庶務事務 52 人事給与 53 文書管理は活用されるのですか。	ガバメントクラウドについては、「基幹業務以外の業務システムのうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができること」とされており、水道事業は該当しないものと認識しております。
12	他団体の企業団の中で、主な規約に「企業団はコンセッション方式への移行及び民営化」は行わないことを明示している事例がありますが、庄内広域水道事業統合準備協議会として、このことは検討されたのですか。	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水道事業を持続するための有効な手段と捉えております。なお、民営化の手法として、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」がありますが、導入は想定しておりません。
13	他地域の水道事業統合協議会が示された事業統合広域化計画では、各水道事業の現況や施設の位置図や配水系統図や浄水場、管路施設の状況（給水能力、経年化、耐震化含む）、更新を要する主な設備状況に関する内容を示していることが多いのですが、本計画では各水道事業の現況と課題を理解することができません。	庄内圏域での現状と課題については、「山形県水道広域化推進プラン」で検討されていることから、本計画には記載しておりません。
14	P.10 ア) 給水工事に関する施工基準の	地域特性については、積雪・寒冷の差

	地域特性とは積雪・寒冷の差のことでしょうか。この場合は経過措置ではなく、地域特性による施工基準の相違を認める必要があるのではないのでしょうか。	ではなく、各市町で使用している資機材の経過措置を想定しております。
15	P.12 危機管理のイ) 緊急時応援協定の項目や構成市町との連携を図るため協議は現在進めているのでしょうか。企業団となった場合は構成市町の災害対策本部の構成員とはならないとの理解でよろしいですか。	緊急時応援協定の項目等については、今後の協議となります。
16	P.17 (2) 施設整備計画及び概算費で整備する内容や (3) 社会資本整備交付金 (防災・安全交付金事業) の活用で、整備する施設の内容を理解できないので、整備する施設や事業の概要を示すことは可能ですか。	整備する施設や事業の概要については、P.14【広域化事業の全体図】及び P.8 表 3.1 事務システムの統一及びネットワークの構築スケジュールに記載しております。
17	P.18 (6) 財政シミュレーションでは、令和 37 年までの供給単価を示されていますが、P.16 (1) 財政収支計画が令和 17 年まで示されていないため、供給単価が高くなる理由を理解できません。この財政シミュレーションでは水道料金の改定時期は示さないのですか。この財政シミュレーションは、県企業局の用水供給事業の単価をどのように考慮されていますか。	本計画の計画期間は令和 7 年度～17 年度の 11 年間としていることから、財政収支計画は令和 17 年度までとしております。 料金の改定時期については、P.9 (2) 営業業務 ア) 水道料金において「事業開始後直ちに料金水準について検討を開始するものとする」としてしております。 用水供給事業から浄水を購入している単価については、県企業局の試算に基づく設定としております。
18	7 月 25 日の大雨災害の復旧・復興事業で財政シミュレーションに影響はありますか。	財政シミュレーションにおける復旧・復興事業の影響は想定しておりません。
19	水需要の減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新費用の増大、職員の減少による技術力の低下等、様々な課題はあるものの、安心・安全な水道水を供給するため、広報等で本計画の推進やインフラ整備の周知を丁寧をお願いした	企業団に関する情報については、構成市町のホームページや各種広報等により、周知を図ってまいります。

	い。	
20	口座引落になっている場合は、再度、手続きが必要ですか。	現在の水道事業を引き継いで事業統合を行うため、改めて手続きを行っていただく必要はありません。

※ ご意見について一部要約等を行っている場合があります。